

技術評価による廃棄物コンサルタントの選定に向けて（提言）

検討の背景と目的

廃棄物の適正処理と再資源化を担う廃棄物処理施設は、国民の生活環境の保全と循環型社会形成の推進を図る上で必要不可欠なインフラであり、その調達においては、競争性、透明性、公正・公平性が確保されるとともに、長期的かつ総合的に安価で高い品質の工事が施工されることが求められている。

廃棄物コンサルタント業務は、廃棄物処理施設整備事業のライフサイクルにわたり、重要な意思決定や最適スペックの選定等に係わるものであり、業務を実施する技術者あるいは所属する企業の技術力、経験等がその成果品の品質に大きな影響を与えることになる。

こうした背景から、(社)日本廃棄物コンサルタント協会では、廃棄物コンサルタントの調達における技術力の適正な評価実現に向けて、主に地方自治体の発注者がプロポーザル方式を採用する際の参考としていただくために、平成 17 年 8 月「今後のプロポーザル方式のあり方について」を作成した。

その後、公共工事に係るコンサルタント業務の発注方式としては、価格競争入札方式、プロポーザル方式に加え、国土交通省及び一部の自治体において総合評価落札方式が導入されるなど、多様な発注方式が採用されるようになってきた。

こうした経緯を踏まえ、本検討委員会では、廃棄物コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の適正な運用に資することを目的として、「今後のプロポーザル方式のあり方について」を改訂し、「技術評価による廃棄物コンサルタントの選定に向けて(提言)」としてとりまとめたものである。

平成 25 年 6 月

廃棄物コンサルタントの技術力による選定に関する検討委員会

○. 技術評価によるコンサルタント選定に向けた提言

1 現行の入札・契約方式の課題

1) 入札・契約方式の実態

- 廃棄物コンサルタント業務の発注に際し、技術力による選定はわずかに 7%に過ぎない。
- 市町村(一部事務組合含む)だけをみると、その比率はさらに小さく 5%以下となっている。
- 市町村(一部事務組合含む)のコンサルタント業務発注方式は価格競争が 70%、随意契約方式が 25%を占めており、業務の難易度に応じて技術力による選定を導入する余地は大きいものと考えられる。
- 業務種別毎に入札・契約方式を比較すると、技術力による選定が採用されている比率の高い順に、発注者支援段階(14.5%)、構想・計画段階(8.1%)、設計・施工管理段階(3.7%)、調査・分析・検査段階(2.0%)となっており、プロジェクトの上流側ほど技術力による選定比率が大きい傾向にある。

2) 見積徴収・技術提案要請と入札契約方式

- 見積徴収がなく技術提案要請があったケースでは、その入札契約方式のほとんどが総合評価落札方式あるいはプロポーザル方式となっており、技術力による選定が行われているものの、その比率は全発注業務の 1.5%にすぎない。
- 見積聴取ありで技術提案要請があったケースにおいて、価格競争となっている案件が 244 件(全発注業務の 21.3%)もあり、改善要望の必要な事項である。

3) 低入札対策と入札契約方式

- 最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれも採用されていない状況での価格競争が 644 件(全発注業務の 56.3%)、総合評価落札方式を含めると、663 件(同 58.0%)もあり、これらの案件では、価格競争の激化が伺える。

以上、現行の廃棄物コンサルタント業務の入札契約方式について、その発注実績をもとに課題を整理したが、本来、技術力による選定をすべき業務においても価格競争が数多く採用されていること、また低入札対策をとられていない自治体も多く、激しい価格競争を誘発していることなどが、最大の課題として認識できる。

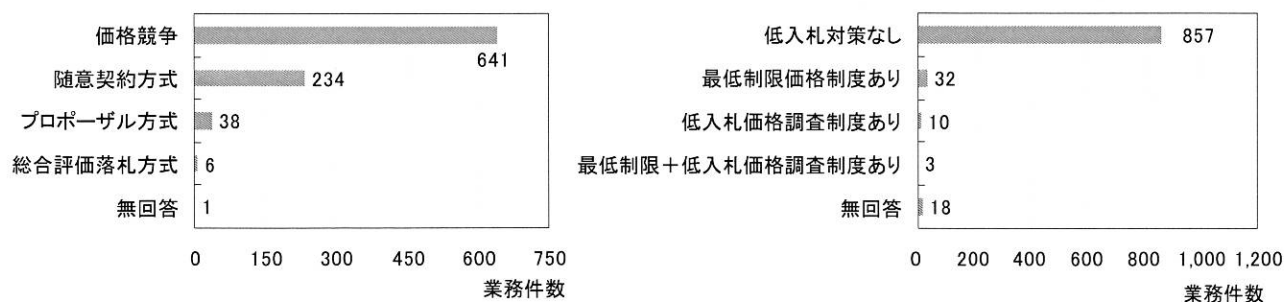


図1 市町村(一部事務組合含む)におけるコンサルタント業務の発注実態

(協会会員アンケート結果：H23 年度受託業務)

2 技術評価による発注方式の基本的考え方

1) 発注方式の選定手順

廃棄物コンサルタントの業務は、市町村等における廃棄物処理、処分に関する構想段階から、施設の建設に係る調査・計画・設計・建設・維持管理までの一連の業務がる。これらの業務は、多岐にわたって専門的で高い技術力を要求される内容となっている。

これらの業務の発注方式選定の基本的考え方は、該当する業務の歩掛の有無、指針やガイドラインの有無などから選別し、最後に業務の難易度によって、発注方式を選定することが望ましいと考えられる。

発注方式の選定手順（案）としては、図2に示すフローが考えられる。ただし、歩掛や指針、ガイドライン等を有する業務であっても、個別案件では、コンサルタントの技術提案や見積が必要な場合があり、そのような業務については価格競争方式ではなく、プロポーザル方式や総合評価落札方式を採用する方が、より品質の高い成果が期待できる。

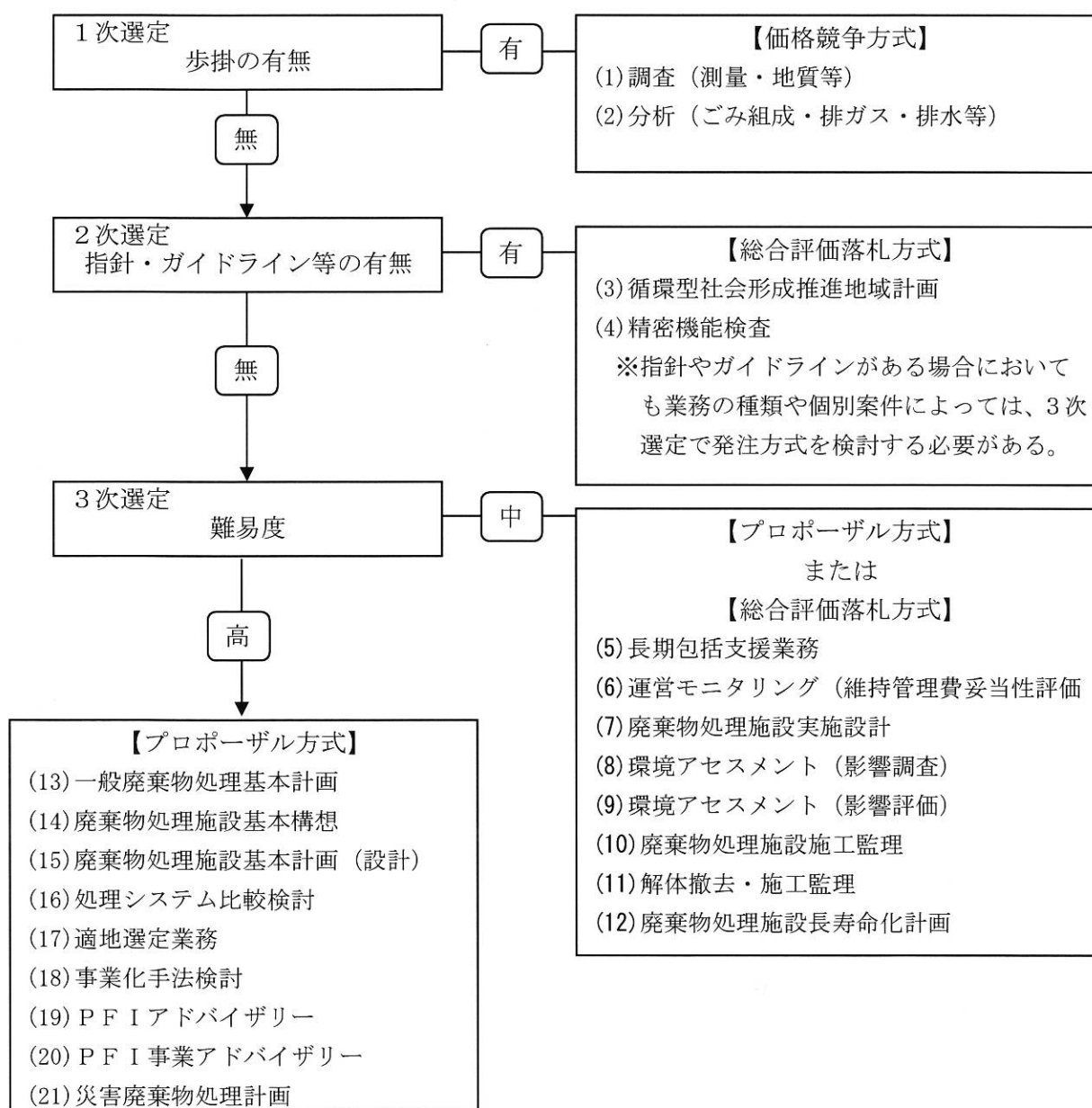


図2 発注方式の選定手順（案）

2) 推奨される発注方式

廃棄物コンサルタントの業務を大きく 21 種類に分類し、「発注方式選定の基本的考え方」で示した選定手順に沿って選定した結果、推奨される発注方式は、図 3 に示すとおりである。

プロポーザル方式が望ましい業務は、一般廃棄物処理基本計画等、赤色内の 9 種類、プロポーザル方式または総合評価落札方式のどちらかが望ましい業務は、長期包括運営支援等、赤色と緑色に掛る 8 種類、総合評価落札方式が望ましい業務は、緑色内にある 2 種類、価格競争方式が望ましい業務は、水色内の 2 種類の業務となる。

価格競争方式以外の業務の大部分は、コンサルタントに技術提案を求めるか、実施方針や評価テーマを求めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。

また、業務の発注予定価格を算定するにあたっては、調査や分析業務を除き大部分の業務で歩掛がない状況となっていることから、コンサルタントから見積を徴収して、適正な予定価格を算定する必要がある。

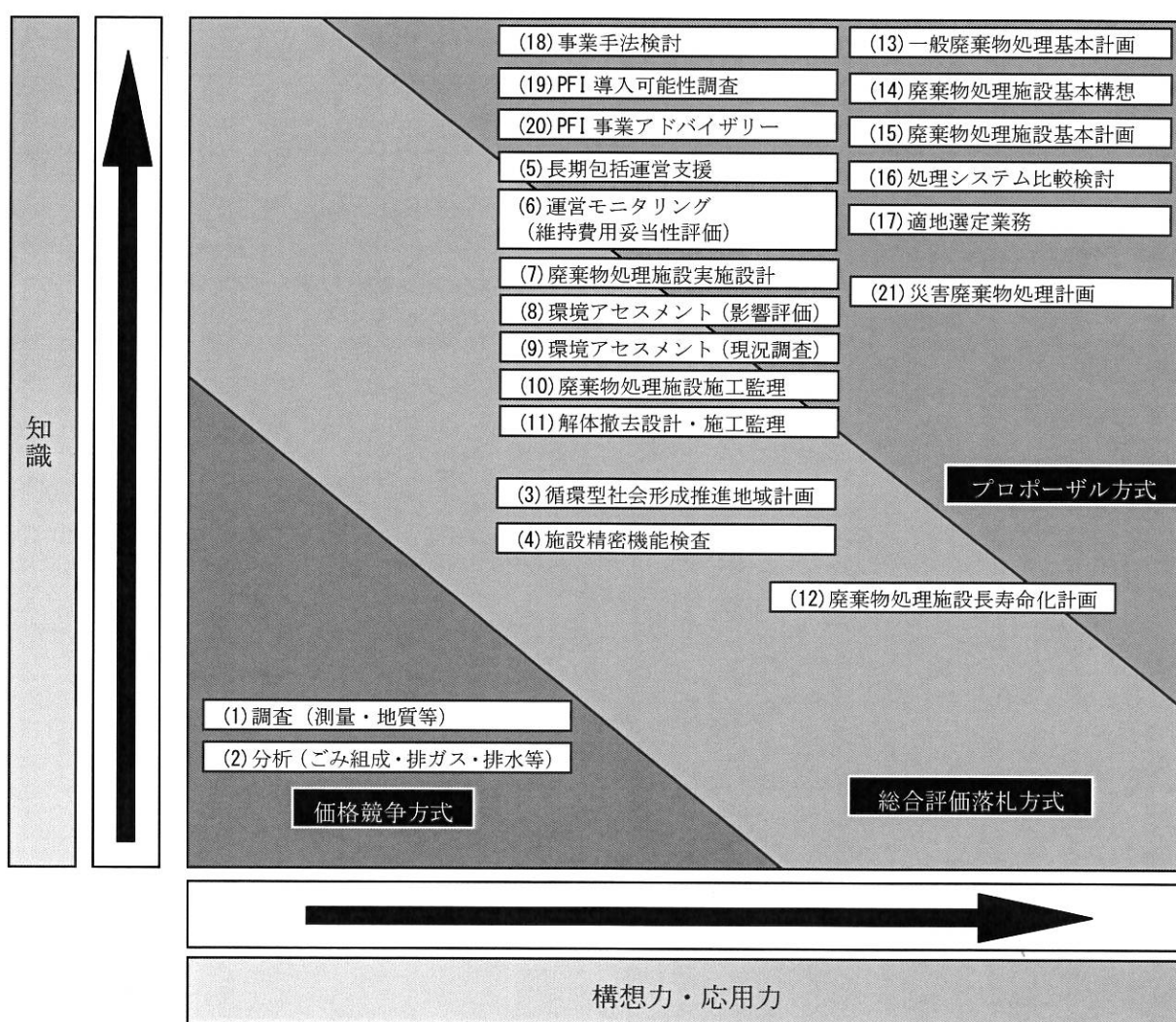


図 3 廃棄物コンサルタント業務の標準発注方式の提案

3 標準的な発注手続き

1) プロポーザル方式の標準的実施手順

発注手続きの実態を踏まえ、プロポーザル方式の標準的な実施手順を提案する。標準的な実施手順の検討にあたっては、前述した国のガイドラインに示されている標準的手順を参考に、廃棄物コンサルタント業務の特性、地方自治体におけるマンパワーの実態を踏まえて、適宜簡略化するなどの検討が必要と考えられる。

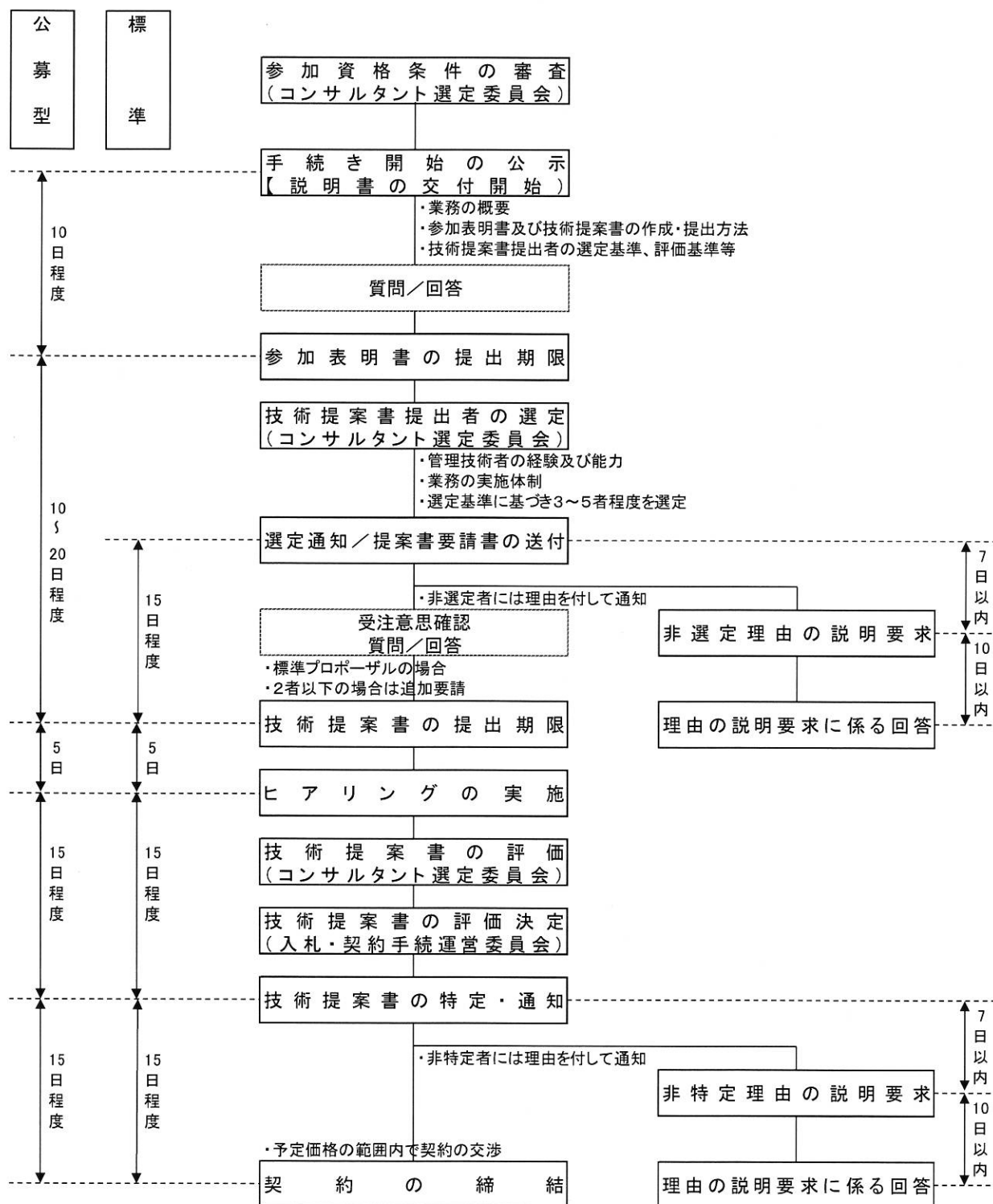


図4 プロポーザル方式の実施手順

2) 総合評価落札方式の標準的实施手順

発注手続きの実態を踏まえ、総合評価落札方式の標準的な実施手順を提案する。標準的な実施手順の検討にあたっては、前述した国のガイドラインに示されている標準的手順を参考に、廃棄物コンサルタント業務の特性、地方自治体におけるマンパワーの実態を踏まえて適宜簡略化するなどの検討が必要と考えられる。

また、最低制限価格あるいは低入札価格調査制度の導入により、適正な価格評価を実施することが必要である。

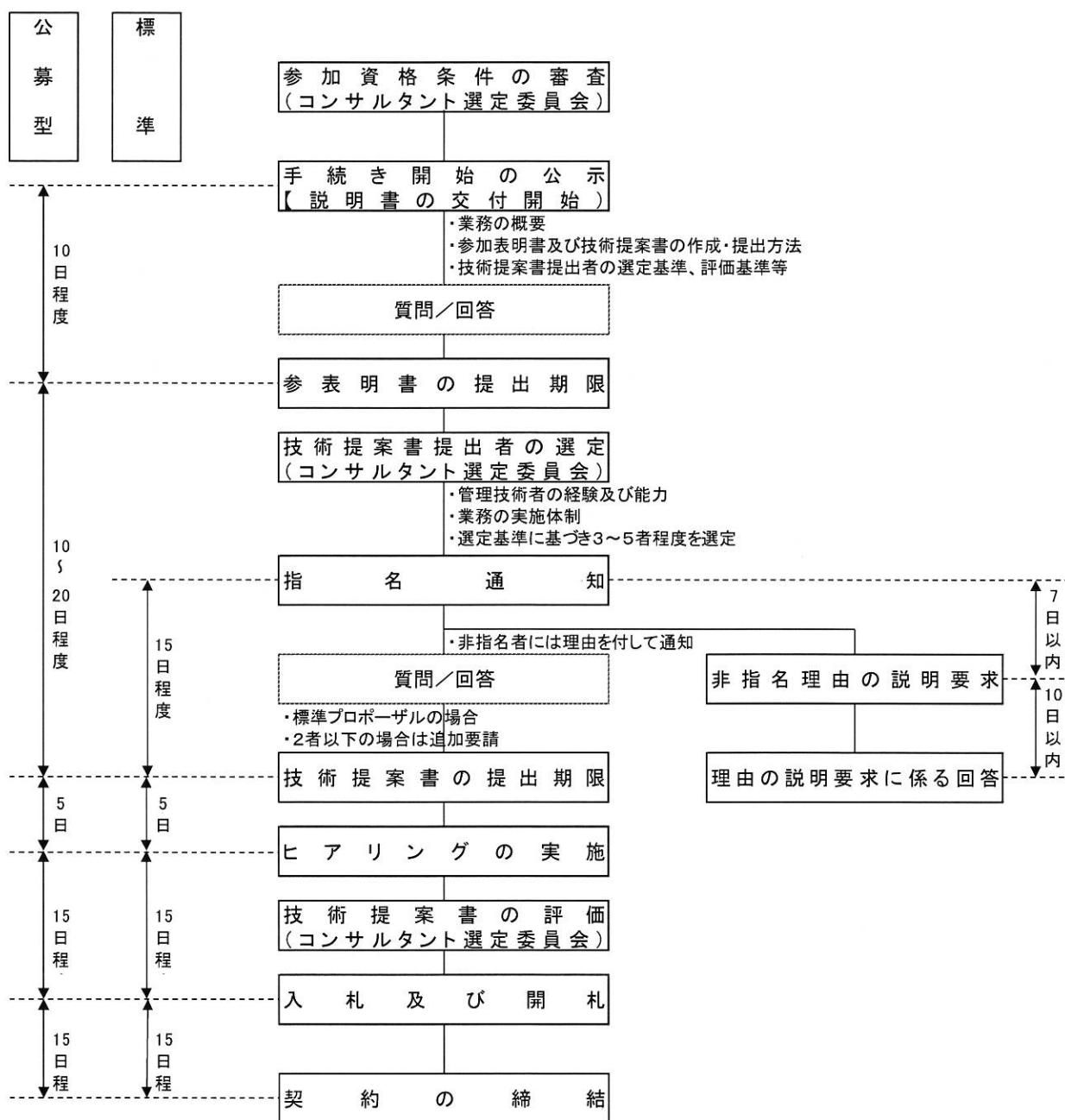


図5 総合評価落札方式の実施手順